

# 議事録抄本

令和 6 年 1 月

福崎町農業委員会



令和6年1月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 1月23日(火) 15:00~

場 所 : 福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・18名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田 伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 塙岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
16番 松岡 隆子	-	-	-	-

事務局 吉田事務局長、塩見主査、豊國主査、多田

【欠席者】 なし

【遅刻者】 10番 尾崎 肇委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
6番 田中 初美	16番 松岡 隆子

【署名人】

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一
----------	----------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会1月定例会を開催します。

本日の農業委員の欠席はありません。農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一 同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一
----------	----------

委員にお願いします。議案第43号から議案第47号に至る5議案、報告事項2件について審議願います。では審議に入る前にいつものとおり事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

議案第43号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明) 1件

議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 1件

議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(知事許可) 3件

議案第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出について

(委員会受理) 1件

議案第47号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について(改正附則第5条第1項による経過措置)

(利用権の設定) 36件

報告第1号 農地使用貸借の合意解約通知について

3件

報告第2号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

2件

(事務局担当) 令和6年1月 議案説明

議案第43号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について  
(委員会証明)

10番：資料1ページをご覧ください。願出地は、新生金属の西約50mに位置しています。地籍図、現況写真を合わせてご覧ください。

この願出地については、ご主人の○○さんの生前に隣接の○○氏の家の敷地がかかっていると聞いており、相続後境界を復元したところ擁壁がかかっていることが確認されました。家の土台のすそであり、建物登記に昭和58年12月新築と記載があるため、その当時から農地ではないと判断しています。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため、非農地としての要件をすべて満たしているものと考えます。

議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(委員会許可)

19番：資料2ページをご覧ください。申請地は、月見橋の北西約280mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧下さい。

この申請は売買による所有権移転です。もともと、所有者の○○さんが農地を手放したいと耕作者の○○さんに話しており、売買にて話が纏まりました。11月の委員会にて○○さんと○○さんとの間で中間管理権が設定されています。

耕作者が変わらないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
(知事許可)

同一の申請人になりますので、15番から17番について合わせて説明します。

15番-17番：資料3ページから5ページをご覧ください。申請地は、15番が新生金属の東約40m、16番17番が西光寺の宝性院の北西約70mに位置しています。地籍図・写真・計画配置図を併せてご覧下さい。

この申請は、売買により太陽光発電設備に転用するものです。

譲受人の○○は、太陽光発電の業者であり、10月の委員会では福田地区で転用申請をしています。設置する場所を探していたところ、今回の申請地が候補にあがったことです。譲渡人の○○さんは、草刈などの管理に困っていたこともあり、今回の申出に対し承諾し、申請に至っています。

近隣は農地を集積した農家もなく、資金等も充足しており、転用が及ぼす影響も少ないと考えられることから、農地法第5条の申請の許可要件は満たすものと考えます。

議案第 46 号 地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地等の所有権移転届出について  
(委員会受理)

3 番：資料 6 ページをご覧ください。届出地は、ライフの西約 50m に位置しています。  
地籍図・写真・計画配置図を合わせてご覧ください。

この届出は、所有地への進入路とするため、転用するためのものです。[REDACTED] は届出者の母の所有地であり、市街化区域の農地であること、届出内容も問題ないことから、農地法第 5 条の届出の受理要件は満たすと考えます。

議案第 47 号 旧農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について (改正附則第 5 条第 1 項による経過措置) (委員会決定)

本来なら一件ずつ説明すべきですが、本件につきましては、事前に議案書として各委員様へ送付しているため、朗読については割愛させていただきます。

議案 12 ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田 86,892 m<sup>2</sup>、畑 1023 m<sup>2</sup>、36 件です。作物は、水稻、麦、野菜などを作付け予定です。

続きまして、報告事項であります。

報告第 1 号 農地使用貸借の合意解約通知について

使用貸借の合意解約通知が 3 件出たことを報告します。

報告第 2 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書の発行について

14 ページをお開きください。租税特別措置法に基づく、引き続き営農証明を 1 件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を 1 件、計 2 件を発行したことを報告します。

説明は以上となります。

(15:12 10番 尾崎 肇委員入室)

---

(議長) 議案第 43 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないことの証明願承認 (委員会証明) 1 件について、現地調査済ですので報告願います。

(田中委員) 10番：願出地は、新生金属の西約 50m に位置しています。

現地では、○○さんの家の石垣が入っているということです。大きな土地ではないんですが、現地を確認しました。

現地調査班では非農地と判断して問題ないと判断しています。

よろしくご審議ください。

(議長) 議案第43号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認（委員会証明）1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可）1件について、現地調査済ですので報告願います。

(田中委員) 15番：申請地は、月見橋の北西約280mに位置しています。今も〇〇さんが耕作されていて、事務局が説明された通り〇〇さんが購入されるとのことです。  
現地では、草もきちんと刈られていることを確認しました。  
現地調査班では、問題ないと判断しています。  
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可）1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）3件について、現地調査済ですので報告願います。

(田中委員) 申請人同一のため3件合わせて報告します。3件とも西光寺の所属です。  
15番：申請地は、新生金属の東約40mに位置しています。  
16番、17番：申請地は西光寺の宝性院の北西約70mに位置しています。  
事務局から同意がまだそろっていないという話はありましたが、現地に関しては、草刈等きちんと管理されていることを確認しました。  
事務局説明のとおり、太陽光発電設備に転用するものです。  
現地調査班では問題ないと判断しています。  
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）3件について、質疑はありませんか。

(牛尾委員) 地元同意が取れていないということですが、取れてなくとも、このまま審議してOKなら県に進達するということですか。

(事務局) 同意書については努力義務で取っていただくことになっています。15番については土地改良区の区域内ですので、土地改良区の意見書が出てこないと県に進達はできません。今回、審議していただいて、意見書が出てくるまでは進達を保留させていただくことになります。16番については同意書がついていますので、問題なれば進達させていただきます。17番については同意書の代わりに周辺の方に同意を求める努力をしたという疎明書がついていますので、審議して問題なればそれを同意の代わりに添付して進達いたします。

(牛尾委員) 地元の説明会等はされたのでしょうか。業者によって説明会をされるところと、同意をとってからされるところと。そのあたり統一はできないんでしょうか。

(事務局) 農業委員会としてそれを統一してしなさいということはできません。

(牛尾委員) 西治でも今、太陽光発電建設の話がきているのだが、隣接の同意が取れていなければ、隣接の同意が取れてから農会長の同意印を取りに来てくれとお話ししている。区長、農会長が判子を押さなかつたら受付しないんですか。

(事務局) 説明に行ったか確認して、どういうことで同意されなかつたのかも確認して、その状態で預かることになります。

(牛尾委員) できるだけ説明会と同意を取ってもらわないと後々問題が起きる。徹底してもらいたいとは思います。

(事務局) 県にも確認したんですが、農業委員会の事務として業者に強制的にこうしなさいということはできません。周辺でこのようなことがあって困っているからお願いしますというようなことを許可書を渡すときに伝えるようなことはできるのですが。こうしないと罰則がありますというような強制力があるようなものは農業委員会ではできません。

(牛尾委員) 同意を取らないと受付しませんというようなことは言えないのか。

(事務局) できません。区長や農会長の判子が無くても受付するときはします。

(事務局) 村のほうで記録してもらって覚書を交わすなどをしていただいた方がいいです。申請書の同意なしは、県がそれが反対する理由として妥当かどうかということを判断しますので。太陽光だからという1点で駄目だということでは。

(牛尾委員) 駄目ということではない。周辺同意を取って欲しいというお願いです。後々問題が実際に起きているので。

(事務局) 周辺の方の同意がないと区長や農会長の判断が押せないというのが地元で話し合った結果ですので、それは押さなくてもいいのですが、ただ業者としては何回説明に行ってこういう説明をしたということを疎明書で述べられれば、こちらは受付をします。

(牛尾委員) 意見として、同意がなかつたら受け付けないということはできないのですか。

(事務局) 疎明書で代用可能という通知が県からきているので、同意がないから受け付けませんということは事務局では言えません。

(牛尾委員) 賛成はできませんが、わかりました。

(議長) 他にございませんか。

(前田委員) この議案45号については、同意を取ってから農業委員会のこの場にあげるべきでは。順序が逆じゃないか。17番については同意を取る努力をしていますということだったが、努力をしたけど駄目だったということもあり得ますよね。

(事務局) それでいま疎明書が出てきている状態です。自宅に訪問したけど住んでいないとか、自治会に相続人を聞いて連絡したが、一度つながった後つながらないとか、役員の方には説明して同意をもらったなど、アプローチをしているが同意をもらえないという疎明書が出てきています。

(前田委員) わかりました。

(埴岡委員) 二人同意がとれていないということでしたが、〇〇さんともう一人は誰でしたか。

(事務局) 〇〇さんです。どちらも亡くなられていて相続人の方に同意をもらいにいったがもういいということで、疎明書が出てきています。

(山口委員) 疎明という問題なのだが、相続人とかになるんだろうが、隣接のトラブルとかで最終的にそこに居住しておられる方に話に行くことになると思う。(同意しないということは) ご近所との間のことを考えて、それなりの意思というのがあるんだと思う。一生懸命に説得したんだけれども同意をしてくれないんだという疎明書を付けて申請して太陽光をつける。隣接者の方は同意を取りに来たのは知っているが近所でのトラブルとかを知っているので、こうこうしてくれたら同意する

と返答した。とかいうのを疎明書に書いているのか。応対した内容の真実味が疎明書にないんです。嘘ついて疎明するとか。農業委員会が軽く見られてるというのを少し懸念する。相続人さんがそういうことを考えられるから、同意されないと思うので、その応対内容がちゃんと疎明書に書かれるように努力をお願いします。

(事務局) 今回は何月何日に行ったとかを書いていただきましたが、もう少し詳しく書いていただくようにします。

(議長) 農地を転用する時には、私たち農業委員会はしてしかるべきだと思います。私は委員会が軽んじられているとは思いませんが。今回3方のご意見をいただきました。県の考え方と皆さんのがお持ちの考えは若干ずれがございますが、今、事務局が言いましたようにありがたくお聞きして、今後の業務に活かしていきたいということですので、ご理解よろしくお願ひします。他に質疑はございませんか。

(岡委員) 議案43号の件に戻るんですが、受人が○○さんですが、話を聞いたら、今も○○さんが耕作されているんですよね。利用権を○○さんが設定されているんですよね。売買されたら、利用権は消えるのか。

(事務局) 今は中間管理機構に預けていますので、自分返しということになります。○○さんが預けて、○○さんに返ってくるという事になります。

(岡委員) 何も申請はいらないんですよね。

(事務局) 農業委員会に対してはないです。中間管理機構に所有者を変更しますという届出をしていただくことになります。

(議長) 次に、議案第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届1件について、現地調査済みですので報告願います。

(田中委員) 3番：届出地は、ライフの西約50mに位置しています。  
現地では、進入路になっていることを確認しました。  
奥の母親が所有している田に入るための進入路です。  
現地調査班では、問題ないと判断しています。  
よろしくご審議ください。

(議長) 議案第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届(委員会受理)1件について、質疑はありませんか。

(山口委員) 所有者が違うのだが、今まで何に使っておられたのか。草ぼうぼうだったの

か。奥の田に行くための仮道ですか。

(事務局) 前からこのような形です。広めの畔のような形です。

(山口委員) 昔のことやから、奥の田に入られへんとか、親戚関係にあるとか、金銭で貸借権があるとか、そのあたりは一切わからぬですね。本人か、代書屋さんは話しておられなかつたですね。

(事務局) そうですね、確認できていないです。

(議長) 次に、議案第47号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第5条第1項による経過措置）36件のうち4番・6番-21番・27-31番の22件について、関係委員さんがいらっしゃいますので、退席願います。

< 前田委員、山口委員、尾内推進委員 退席 >

(議長) 議案第47号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第5条第1項による経過措置）36件のうち4番・6番-21番・27-31番の22件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、引き続き討論、採決に移ります。議案第47号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第5条第1項による経過措置）36件のうち4番・6番-21番・27-31番の22件について、討論はございませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、議案第47号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第5条第1項による経過措置）36件のうち4番・6番-21番・27-31番の22件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成 9 : 反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第47号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第5条第1項による経過措置）

36件のうち4番・6番-21番・27-31番の22件について、決定することといたします。

< 前田委員、山口委員、尾内推進委員 着席 >

(議長) 議案第47号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定（改正附則第5条第1項による経過措置）36件のうち4番・6番-21番・27-31番の22件を除く14件について、質疑はありませんか。

(埴岡委員) 33～36の特定非営利活動法人〇〇、農業団体ではないので面積の制限があると聞いたのだが、あるのか。

(事務局) 面積の制限は特に聞いたことがありません。非営利の団体だからということで、あれば、農業委員会では規定があるのか把握しておりません。農地法の規定では面積の制限はないです。

(尾崎委員) 議案書で設定するものの欄の名前がそれぞれ違うのは、意味があるのか。

(事務局) 農地の所有者が違うので所有者ごとに分けています。

(前田委員) この〇〇っていうのは何をされているのか。

(事務局) 姫路のほうで活動されているとは聞いています。

(埴岡委員) 障がい者の方が農業をされているようです。農業が本業かよくわかりませんが。

(事務局) 今よくある農福連携か、似たような活動をされているのかと思います。役場を通さずに直で借りられるので中身はよくわかりませんが。

---

(議長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。  
議案第43号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認（委員会証明）1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第43号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認（委員会証明）1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第43号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認（委員会証明）1件について、証明することといたします。

(議長) 次に、議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可）1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可）1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11 : 反対 0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第44号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（委員会許可）1件について、許可することといたします。

(議長) 次に、議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）3件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）3件について、賛成の方は挙手願います。

<挙手多数>

[賛成 10 : 反対 1]

(議長) 挙手多数でございますので、議案第45号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認（知事許可）3件について、県へ進達することといたします。

(事務局) 反対意見をお聞かせください。

(牛尾委員) この45号については同意がとれていないということで反対いたします。

(議長) 次に、議案第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第46号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地等の所有権移転届出(委員会受理)1件について、受理することといたします。

(議長) 次に、議案第47号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定(改正附則第5条第1項による経過措置)36件のうち4番・6番-21番・27-31番の22件を除く14件について、討論はございませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、議案第47号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定(改正附則第5条第1項による経過措置)36件のうち4番・6番-21番・27-31番の22件を除く14件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成11：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第47号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定(改正附則第5条第1項による経過措置)36件のうち4番・6番-21番・27-31番の22件を除く14件について、決定することといたします。

(議長) 報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑はありませんか。

(山口委員) 議案43号についてですが、こういう地籍というのは何に基づいてやるのか。

(事務局) 法務局に入っている地籍図を現況に照らし合わせて、土地家屋調査士が現場におとして復元したときに、やはり住宅敷地の部分に入っているということがわかったのが今回です。現地に地図を落とすという作業をされないとなかなかわからないです。

(山口委員) ということは多大なお金がいるということですね。

(事務局) そうですね、今回はお金をかけてでもきれいにするということでしたので。

(山口委員) こんなのは見えてないけど多々あるんでしょうね。

< 15 : 47 終了>

○次回農業委員会開催日・・・2月21日（水）15時00分から

署 名 人	
署 名 人	